

2007年9月8日

非国家主体に対する輸出管理

- 大量破壊兵器等の規制について

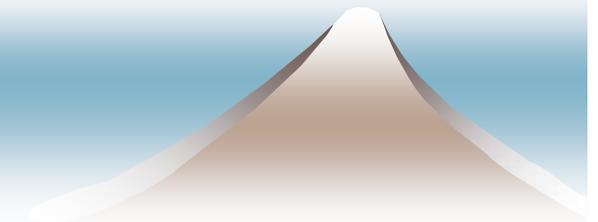
慶應義塾大学総合政策学部

青木節子

aosets@sfc.keio.ac.jp

議論の概要

- 1 大量破壊兵器(WMD)等の不拡散体制
- 実施システムの特色と問題点
- 2 非国家主体に対する輸出管理措置としての安保理
決議1540
- 3 非国家主体に対する拡散對抗措置としてのPSI
- 4 今後の展望





[トップページ](#) > [外交政策](#) > [軍縮・不拡散](#)



大量破壊兵器の国際規制

	大量破壊兵器等
国際的認識	核兵器 5カ国以外は製造、保有禁止 化兵・生兵 普遍的に製造、保有禁止 ミサイル
関係する国際レジーム	NSG MTCR AG 輸出管理・不拡散 PSI 拡散阻止 拡散対抗
関係する汎用品の輸出管理	(*日本の場合) リスト品規制(輸出令別表1の2-4項) 非リスト品規制(輸出令別表1の16項) (*客観要件(用途要件、需用者要件) *インフォーム要件)

日本の大量破壊兵器キャッチオール制度

仕向地 ホワイト国(26カ国)以外の全地域

リスト規制品以外の貨物がWMD等の開発等に用いられるおそれがある場合に輸出許可が必要

対象貨物 リスト規制品、食料、木材以外の全品目

cf「**おそれの強い貨物40品目**」核兵器、核・ミサイル、ミサイル、生兵、化兵への転用懸念の高い汎用品 これらの貨物の輸出、技術提供に関して特に慎重に審査。

客観要件(輸出者が文書記録や輸入者からの連絡により把握する事情により判定)

用途要件「いわゆる**別表行為**」(例 重水製造、軍関係機関が行うロケット/UAVの開発/宇宙研究)

需用者要件「**外国ユーザーリスト**」が判定の基礎 該当する場合、「**別表行為**」でないことが**明らか**である場合(判定の資料としての「**明らかガイドライン**」)を除き、輸出許可必要

インフォーム要件 輸出者に許可必要を通知。

WMD等規制の手段と効果

手段 \ 対象	国家		非国家	
	対象	効果	対象	効果
条約(・行動規範)			×	
輸出管理レジーム				
拡散阻止(PSI)				
安保理決議1540	×			

安保理決議1540の内容 * NSA=非国家主体

1 (決定) WMD等の開発、取得、製造、所持、輸送、移転、使用を企てるNSAの支援禁止

2 (決定) 1項決定事項の共犯、援助、資金提供などを禁止するための法制定 + 法執行

3 (決定) 関連物質等の国内管理確立

a 安全確保

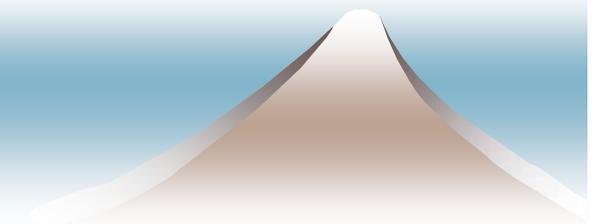
b 防護措置

c 国境管理・法執行

d 輸出管理、積換管理

決議1540 3項c

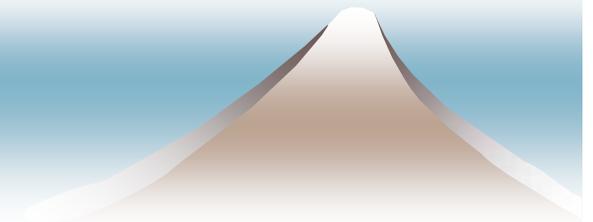
(c) 自らの国内法的権限及び法律に従って、並びに、国際法に合致して必要なときは国際的な協力を通ずることを含め、そのような品目の不正取引及び不正仲介を探知し、抑止し、防止し及び対処するための適切で効果的な国境管理及び法執行の努力を策定し維持すること。



決議1540 3(d)

(d) 輸出、通過、積換及び再輸出を管理する適切な法令、資金供与及び拡散に貢献する輸送といったそのような輸出及び積替に関連する資金及び役務の提供に関する管理ならびに最終需要者管理の確立を含め、そのような品目に対する適切で効果的な国内的輸出及び積換管理を確立し、発展させ、再検討し及び維持すること。また、そのような輸出管理に関する法令の違反に対する適切な刑事上又は民事上の罰則を確立し及び執行すること。

(* 通過の管理までは想定していないとする見解あり)



決議1540の遵守状況

の数字は実施国の数

4 (決定) 「1540委員会」に報告書

2006年11月末日までに133カ国提出 = いまだに3割の国が未提出

3のa、bについて 核61 化兵66, 生兵61
ミサイル14

3のc、dについて WMD等輸出管理法80、
罰則付69、control list 核61、化兵66、生兵
59, ミサイル55 end-use control 49

日本の対応 (3c / d)

産業構造審議会貿易経済協力分科会
安全保障貿易管理小委員会制度改正WG
(座長: 山本武彦先生)

決議1540制定当時日本が対応しきれていなかった部分

積換え 輸出令等改正により仮陸揚貨物取締強化

取引仲介 輸出令等改正によりWMD等関連物資(含技術)も武器と同様に仲介貿易取引規制の対象とする。もっとも贈与・貸与など売買以外の形態の仲介や関連技術の仲介は外為法規制範囲外なので現行法上対応不可

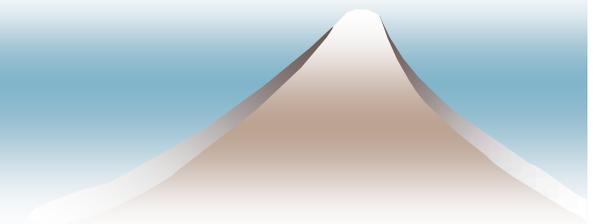
積換え・取引仲介とも WMD等用途である旨の連絡を積換え実行者(または仲介行為者)が受けた場合、 インフォームを受けた場合に限る。

(つづき)

通過・寄港 外為法による規制外

寄港 外国船舶の貨物 領域管轄権の執行 (関
税法、航空法等)

通過 3(d)により無害通航を規制すること自他は
求められていないとする見解あり。



輸出管理に失敗 PSI

2003年5月 拡散に対する安全保障構想 (PSI)

9月 阻止原則宣言 (SIP) 対象、拡散懸念主体 (国と NSA)

具体的行動第4項

(a) 自国管轄下の私人の拡散防止、(b) 自国船舶について内水、領海、他国の領海外で乗船・立入検査
貨物確認押収

(c) 自国船舶に対する他国の乗船・立入検査を許容

(d) 疑惑船舶を内水、領海、接続水域等で立入検査

(e) 領空通航航空機 着陸、押収

(f) 自国の港湾、空港等が積換国として利用される場合
検査、押収

SIP実施の方策

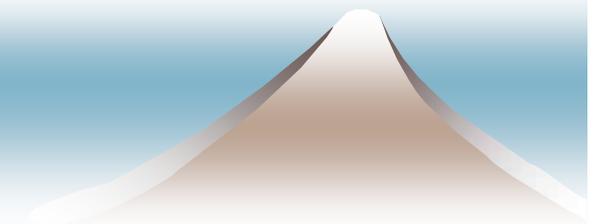
領海 無害通航の壁

SIP4(c)と7つの二国間乗船協定 米とリベリア、パナマ、マーシャル、クロアチア、キプロス、ベリーズ、マルタ (第三国への拡大適用は、リベリア、パナマ、マーシャル) (2時間ルール)

公海上の臨検 海洋法条約110条の壁(海賊、奴隷取引、無国籍、無許可放送、国旗濫用)

2005年 IMO 海洋不法行為防止条約改正議定書、プラットフォーム議定書改正議定書 公海上の臨検 (4時間ルール)

* 領空 要撃 シカゴ条約第3条の2 武器不使用議定書(1998年発効)
追跡権について不明瞭 国際空域 自衛権のみ



決議1540とPSI - 何が問題か

◆ PSI

拡散対抗の有志国連合

(2007.6.24 参加国84)

武力行使を伴う域外法執行は基本的に許されない。

(米国 かつて集団的自衛権で説明)

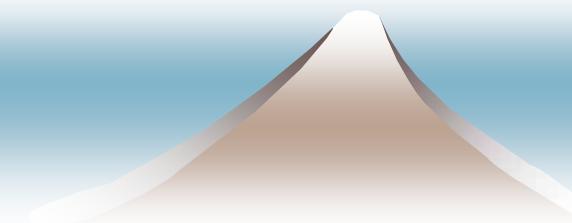
◆ 決議1540

不拡散措置

ホワイト国なみの輸出管理基準をすべての国に義務づける制度という側面

遵守する能力のない国が少なくない

失敗した拡散対抗(第10項)



今後の展望

1 北朝鮮、イランに対する事例と国際制度の進展度 合い

安保理決議1718 第8項(f)

「必要に応じ、自国の権限または国内法令に従い、かつ国際法に適合する範囲内で、協力行動(北朝鮮へのまたは北朝鮮からの貨物の検査 (inspection of cargo) によるものを含む)をとることが要請される」と決定。

イラン安保理決議1737, 1747 同等の規定なし

2 「1540委員会」の監督・是正機能の限界 地域の責任ある国のアウトリーチ活動

